

## 第2計画期間の削減義務率等に関する パブリックコメントの結果概要

### 1. 意見募集事項

1. 削減義務率
2. 新たに削減義務対象になる事業所の取扱い（新規事業所の取扱い）
3. 温室効果ガス排出量の算定のための CO<sub>2</sub> 排出係数
4. トップレベル事業所認定
5. 「低炭素電力の選択の仕組み」の導入
6. 「低炭素熱の選択の仕組み」の導入
7. 高効率コジェネの取扱い

### 2. 意見募集期間と意見提出の状況

- (1) 意見募集期間 平成25年3月1日（金）から3月21日（木）まで
- (2) 意見提出総数 125 団体・企業・個人

### 3. 意見数と主な意見の概要等

- (1) 意見数 延 437 件

(内訳)

削減義務率	130 件
新たに削減義務対象になる事業所の取扱い（新規事業所の取扱い）	20 件
温室効果ガス排出量の算定のための CO <sub>2</sub> 排出係数	61 件
トップレベル事業所認定	68 件
「低炭素電力の選択の仕組み」の導入	39 件
「低炭素熱の選択の仕組み」の導入	16 件
高効率コジェネの取扱い	23 件
その他	80 件

## (2) 主な意見の概要と都の考え方について

### ① 削減義務率に関するもの

#### ● 17%削減の見直しを求める意見

2011年度の節電は、例外的な要因であり、今後の削減に見込むべきではない。既に対策に取り組んできており、第1計画期間の8%が削減の限界であるというご意見、第2計画期間の削減義務率の見通しを公表した2009年度当時に比べ、原子力発電所の停止により電気料金が大幅に上昇していることによる経済的負担を考慮し、削減義務率を見直してほしいというご意見をいただきました。

一方で、2011年度実績が平均23%削減であることから見ると第2計画期間の削減義務率が当初見込みどおりの17%では、低く妥当ではないというご意見もいただきました。

→ 第2計画期間の17%又は15%の削減義務率は、2011年度までの削減実績に加え、節電の戻りを推計<sup>※</sup>し、LEDなど高効率照明器具への更新など事業所が計画書に既に記載している対策の実施効果を含めた推計等による実現可能性も踏まえて設定しているものです。

2011年度実績は約7割の事業所で第2計画期間削減義務率を超える削減であり、事業所が計画書に既に記載している対策の実施効果を含めた推計に基づく第2計画期間期終了時の削減義務達成見込みの事業所割合は約8割です。

さらに、追加的削減対策の実施(更新時期を迎えた熱源・照明設備等の高効率な設備等への更新対策等)での削減や第2計画期間から実施する低炭素電力等の選択行動等により、約9割の事業所で削減義務達成の見通しです。排出量取引も利用すれば、全事業所での達成が可能と考えます。

一方、「削減義務率が当初見込みどおりの17%では、低く妥当ではない」とのご意見もいただきましたが、2011年度の削減実績の23%は平均値であり、削減義務を達成するためには、一層の削減対策への取組が必要な事業所も存在します。

したがって、原案どおり規定します。

※ 都は、2011年度の削減実績(基準排出量比平均23%減)のレベルがそのまま継続されるとの前提に立っているものではありません。

東日本大震災以降の都内事業所での節電対策の実施状況を把握するため、2011年秋、2012年秋と、2ヵ年にわたり、都内事業所向けアンケート調査を実施してきましたが、2012年においては、空調温度設定等の実施レベルについて一定の緩和がみられることがわかりました。

同時に、電力消費量(kWh)を2010年比15%以上削減している事業所が7割存在することや、照明照度の見直し(共用部・テナントエリア含む)などその他の対策は一定程度継続されており、2013年夏も引き続き実施を継続する意向があることもわかりました。

都は、こうした実態を踏まえて、2011年度と比べ一定の節電対策の戻りはあることを認識したうえで推計を行っております。

- 政府は国の温室効果ガス削減目標の見直しをすることになっているが、このような状況で、17%の削減義務率を課す必要があるのかという意見

震災後、エネルギー源の多様化が進められていることや、原発停止により火力発電への依存度が高まり、CO2排出量が増加している。政府は国の温室効果ガス削減目標を見直しすることになっているが、このような状況で、17%の削減義務率を課す必要があるのかというご意見をいただきました。

一方、気候変動の危機は予想以上に深刻化していることを踏まえると、より大きな削減ポテンシャルを引き出すために 17%より高い水準に削減義務率を設定し、都の全体目標である2020年25%削減をより早期に前倒して達成すべきというご意見もいただきました。

→ 都は、2006年12月、「10年後の東京」において、「2020年までに2000年比で25%削減」というCO2削減目標を設定しました。

この目標は、

- ①危険な気候変動による影響を回避するためには、2050年には世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する必要があること、
- ②膨大なエネルギーを消費し、便利で豊かな生活を実現した先進国の大都市こそが、大幅なCO2削減を可能とする低炭素型の持続可能な社会への移行を先導しなければならないこと、
- ③先進国の大都市が、こうした都市モデルを実現してこそ、急成長を続けるアジアなど途上国の都市に対しても、目指すべき都市の姿を実践的に示すことができること、

という認識に立ち、世界の大都市に先駆けて、東京において低炭素型の都市モデルを実現していくことを目指し、設定したものです。国の温室効果ガス削減目標レベルに照らして設定しているものではありません。

都は、2013年1月に策定した『「2020年の東京」へのアクションプログラム2013』においても、プログラムのひとつとして、「2020年までに2000年比25%のCO2排出削減を目標にカーボンマイナス施策を東京全体で展開」していくことを掲げています。

都の削減目標を実現していくためには、エネルギーの需要側と供給側の双方の努力が必要です。

東京都環境基本計画(2008年3月策定)では、供給側の電気の排出係数改善と、需要側での省エネ対策効果(再生可能エネルギーの利用を含む。)を算定し、需要側での省エネを図るための個別目標として、業務産業・家庭・運輸部門毎の部門別目標を明らかにしています。こうした考え方から、大規模事業所が属する業務産業部門の部門別目標は、2020年度2000年度比17%と設定しています。この目標を踏まえ、需要側での省エネの取組みを、引き続き着実に実施してまいります。

供給側については、原発停止により電気の排出係数が増加しているため、高効率天然ガス発電への転換や再生可能エネルギーの飛躍的拡大、高効率なコージェネレーションの普及などの取組強化を行うとともに、本制度では低炭素電力の選択などの仕組みを導入することにより、これまで以上に供給側に対しての低炭素化を進める施策を推進してまいります。

- **区分「I-2」の削減義務率を12.75%とすることを求める意見**

第1計画期間は、区分「I-1」8%に対し、区分「I-2」は6%であったので、第2計画期間においては、第1計画期間の8%と6%の比率と同じ比率を適用し、区分「I-1」17%に対し区分「I-2」は12.75%とすることを求めるご意見をいただきました。

→ 区分「I-2」は、事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房から供給されるエネルギーの割合が20%以上の事業所であり、これら事業所では、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約3割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であること等を考慮し削減義務率を決定しております。

区分間の削減義務率の差は、単に第1計画期間の区分間の比率や差を横引きしているのではなく、各計画期間開始前に直近の対策実施状況や設備保有状況等をもとに、用途による特徴を考慮し決定したものです。震災後の節電により、熱源設備以外での対策の進捗が大きくなり、事業所全体のエネルギー消費量に占める熱源設備での対策による削減割合が相対的に小さくなり、結果的に、区分「I-1」との差が相対的に小さくなった状況を踏まえ決定しているため、原案どおり規定いたします。

- **中小企業と大企業が共同所有する事業所の取扱いに関する質問**

中小企業が所有する大規模事業所が削減義務対象外になるとのことであるが、中小企業と大企業が共同所有する大規模事業所も削減義務対象外になり得るのかというご質問をいただきました。

→ 削減義務の対象外となる中小企業としては、中小企業基本法に定める中小企業者(大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。)、中小企業等協同組合法に定める事業協同組合等と規定いたします。これらの中小企業が所有する床面積が事業所全体の1/2以上を占める場合には、中小企業が所有する事業所として取扱い、削減義務対象外といたします。なお、詳細規定につきましては、決定次第速やかに公表いたします。

- **データセンターは、社会全体のCO2削減に寄与しているため削減義務率の緩和を求める意見**

オフィス個々にサーバーを設置するよりデータセンターに預けた方が、エネルギー効率が良くなる。そのため、オフィスのサーバーをデータセンターに集約していくことで、社会全体のCO2削減につながっていると考えられるため、データセンターへの削減義務率の緩和が必要であるとのご意見をいただきました。

→ サーバーの集約化による社会全体のCO2削減への貢献は重要な取り組みと考えております。同時に、事業所として温室効果ガスを一定以上大幅に排出している事業所の皆様は、更なる省エネ対策の実施、高効率化の促進などにより、事業所の温室効果ガスの排出削減を行う、大規模排出事業所としての責務があると考えております。

また、サーバーをデータセンターに集約した結果、事業所内の設備容量が一定程度増えた場合は、基準排出量の変更の仕組みが利用可能です。その際に高効率化されれば、削減効果として評価される仕組みとなっておりますので、原案どおり規定いたします。

なお、電気事業法第27条の使用制限において削減率を0%又は5%にする制限緩和を受けた施設・設備等が主な用途である事業所については、用途の特徴を踏まえ、第2計画期間に限り、削減義務率の緩和を行うこととしました。(詳細は、次項を参照願います。)

(ア) 使用制限削減率0%:削減義務率を4%緩和

(イ) 使用制限削減率5%:削減義務率を2%緩和

● 電気事業法第 27 条の使用制限で制限緩和の対象となった事業所には都制度においても削減義務率緩和を求める意見

2011 年夏の電気事業法第 27 条の使用制限で制限緩和となった事業者から、「人の生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備」又は「安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備」であること等により、電気事業法第 27 条の使用制限で制限緩和があった需要設備は、都制度でも削減義務率の緩和を求めるご意見をいただきました。

→ 電気事業法第 27 条の使用制限は、「9時から 20 時までのピーク削減(1 時間値)の遵守を主目的とした罰則付きの制度」でありましたが、ピーク削減の要請時間が長時間にわたり、かつ、削減率が 15%と相当程度の削減が求められたことから、実質的に「省エネ」対策を求められることになったことも事実として認識しております。

その上で、いただいたご意見を踏まえ、制限緩和が認められた用途について、その特徴を考慮し検討を行ったところ、一部の対策による削減効果が限定的と捉えるほうが、より適切であると考えました。そのため、2011 年度夏の電気事業法第 27 条の使用制限で制限緩和があった需要設備が主な用途である事業所は、「より大幅な削減を定着・展開する期間」である第2計画期間に限り、削減義務率の緩和を行うこととしました。

都制度における削減義務率緩和の程度は、電気事業法第 27 条の使用制限での制限緩和の程度や用途の特徴等を踏まえ、原則として、削減率を0%にする制限緩和を受けた施設・設備等が主な用途である事業所は本制度では4%緩和、削減率を5%にする制限緩和を受けた施設・設備等が主な用途である事業所は本制度では2%緩和といたします。ただし、削減率を 10%にする制限緩和を受けた施設・設備等が主な用途である事業所、緩和対象時間帯が限定的であった施設・設備等が主な用途である事業所及び発電のためのエネルギー供給等が制限緩和理由となっている施設・設備等が主な用途である事業所については、本制度の緩和は行わないこととしました。なお、5%の制限緩和を受けた事業所のうち、都施設については、率先行動として本制度の緩和は行わないこととしました。

<具体的な削減義務率緩和の対象及び緩和の程度>

17%又は 15%の削減義務率が適用される事業所のうち、次の施設・設備等が主な用途\*である事業所は、用途の特徴を考慮し、第2計画期間に限り、削減義務率を緩和する。\*主な用途とは、当該事業所の排出量の 1/2 以上であるものをいう。

- (1) 電気事業法第 27 条の使用制限による削減率が0%に緩和された医療関係等の事業所  
平成 23 年経済産業省告示第 126 号(以下「告示」という。)第 5 条第 1 項第 1 号ア及びイの医療関係等の施設・設備等が主な用途となる事業所は、削減義務率を4%緩和する。  
(例) 医療施設、医薬品製造販売業等、社会福祉施設等、病院と医学歯学等の学部及び研究所等が主要な施設として一体として立地するもの
- (2) 電気事業法第 27 条の使用制限の削減率が情報処理システム又はクリーンルーム等の需要変動率に応じて0%又は5%に緩和された事業所  
告示第5条第1項第 2 号アの情報処理システム又はクリーンルーム等の需要変動率に応じて0%又は5%に緩和された需要設備が主な用途となる事業所は、削減義務率を次のとおり緩和する。  
(ア) 使用制限削減率0%: 削減義務率を4%緩和  
(イ) 使用制限削減率5%: 削減義務率を2%緩和
- (3) 電気事業法第 27 条の使用制限による削減率が5%に緩和された事業所  
告示第 5 条第 1 項第 1 号エ及びキ、第 2 号エからクまでの需要設備が主な用途となる事業所は削減義務率を2%緩和する。ただし、都施設は除く。  
(例) 上下水施設、産業廃棄物処理施設、一定の冷蔵室を有する食料飲料卸売業・定温冷蔵倉庫等、卸売市場、航空保安施設、空港ターミナルビル、港湾運送等

## ② 新たに削減義務対象になる事業所の取扱いに関するもの

### ● 更なる緩和を求める意見

今後新築される事業所や築年数が浅い事業所については、既に最新の省エネ設備を導入しており、更なる削減余地はほとんど無い状況のため、更なる緩和が必要であるというご意見をいただきました。

→ 新たに削減義務対象になる事業所において、既に最新の省エネ設備を導入している場合などで従来の建築物よりCO<sub>2</sub>排出原単位が小さい場合は、基準排出量決定の際に排出標準原単位による設定を行うことによって、省エネ設備の導入等による省CO<sub>2</sub>を評価することができます。この他、最新の省エネ設備の導入に加えて運用対策の実施等行っている場合は、トップレベル事業所の認定の仕組みを活用することにより、削減義務率の緩和を受けることが可能です。また、新築の事業所であっても、事業所の開始後の実際の負荷に合せ、運転条件等を見直すことにより、削減が進むと考えられますので、原案どおり規定いたします。

### ● 必ずしも緩和は必要ではないという意見

新たに削減義務対象になる事業所に対し、省エネ仕様の事業所と確認できれば、削減義務率を緩和しても良いが、確認できなければ削減義務率の緩和は必要ないのではないかというご意見をいただきました。

→ 第1計画期間は、「大幅削減に向けた転換始動期」として、削減義務率(8%又は6%)を適用しました。これと公平な対応とするため、第2計画期間から削減義務対象になる事業所に対して、第1計画期間と同等の削減義務率を適用しているものですので、原案どおり規定いたします。

### ● 「過去の排出実績に基づく方法」の標準的でない年度を2か年度まで除ける仕組みを、既に基準排出量を決定した事業所にも認めることを求める意見

「過去の排出実績に基づく方法」について、知事が「標準的でない年度」と認める場合は、標準的でない2か年度まで除いて設定することもできる措置を、第2計画期間から新たに削減義務対象になる事業所にだけ認めるのではなく、公平性の観点から、第1計画期間に既に基準排出量を決定している事業所に対しても認めるよう求めるご意見をいただきました。

→ 既に基準排出量を決定している事業所に対しても、第2計画期間での基準排出量の再計算において、本仕組みを活用できるようにしていきます。

なお、この取扱いを第1計画期間に遡及適用すると、既に削減義務を完了した事業所との公平性や途中で仕組みが変わることによる混乱等を避けるため、第2計画期間から実施することとします。

### ● 新たに削減義務対象になる事業所に対し8%又は6%の削減義務率にするのと同様に、第1計画期間から削減義務対象の事業所であって増床した事業所にも適用を求める意見

新たに削減義務対象となる事業所について、削減義務率が8%又は6%であるのであれば、第1計画期間から削減義務対象の事業所であっても、床面積の増加等で基準排出量が増加となった場合は、その増加分について削減義務率を8%又は6%にするよう求めるご意見をいただきました。

→ 第1計画期間から削減義務対象の事業所であって、床面積が増加した場合は、一定の要件を満たせば、基準排出量の変更が可能です。変更後の基準排出量の算定方法として、「排出標準原単位を用いる方法」及び「全部又は一部の実測値を用いる方法」の他に、「当該事業所の過去排出実績(原単位)を用いる方法」が選択可能となっており、この方法によれば、既存床部分の基準年度における原単位レベルからの削減となるので、17%又は15%の削減義務が妥当と考えます。よって、原案どおり規定いたします。

### ③ 温室効果ガス排出量算定のための CO2 排出係数に関するもの

#### ● 電気の排出係数を第1計画期間から変更することに関する意見

第2計画期間で使用する電気の排出係数について、エネルギー需要側の努力を評価するためには、第1計画期間と同じ値を用いるべきであるというご意見、また、排出係数見直しに伴う再計算による負担を考えると、あえて排出係数を見直さなくていいのではないかというご意見をいただきました。一方、実際の排出量に近づけるため、直近の排出係数を採用すべきであるというご意見もいただきました。

→ エネルギー需要側からのCO2削減を、より効果的、かつ、実態に合うものとするため(例えば、電気1kWh の省エネを達成したときのCO2削減効果の評価を、電気のCO2排出係数が大きく変化している近年の状況を反映した適切なものとするため)、第2計画期間で使用する排出係数は、直近の排出係数で設定することが必要だと考えています。その際、第2計画期間中は排出係数を固定するとともに、基準排出量も再計算すれば、需要側の努力を評価することも可能です。基準排出量の再計算については、ご意見を踏まえ、できる限り事業者の皆様の負担が大きくなるようにいたしません。

なお、電気の排出係数については、「2011 年度、2012 年度の平均値で設定」することを提示しておりますが、これは次の理由によります。第1計画期間における電気の排出係数は、第1計画期間開始前の年度(2009 年度)時点で入手可能な(公表されている)都内に供給されている電気の直近の3か年度(2005 年度から2007 年度まで)の平均値で設定しました。これと同様に取扱うと、第2計画期間における排出係数は、第2計画期間開始前の年度(2014 年度)時点で入手可能な(公表されている)都内に供給されている電気の直近の3か年度(2010 年度から2012 年度まで)の平均値で設定することになります。しかしながら、2010 年度の電気の排出係数は、東日本大震災以降の原発停止に伴う影響がそれ以降の年度の状況とは大きく異なります。したがって、2010 年度は除外し、2011 年度と2012 年度の平均値で設定するものです。

#### ● 電気以外の排出係数の変更に関する質問

第2計画期間で使用する排出係数について、電気以外のものはどうなるのかというご質問、エネルギー使用量の原油換算方法は変更されないかというご質問をいただきました。

→ 熱の排出係数については、電気と同様に、2011 年度と2012 年度の平均値(都内の地域熱供給事業者の平均値)で設定することを予定しています。都市ガスなどその他の燃料の排出量算定時に用いる係数、原油換算時に用いる係数については、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用していますので、国の係数改定状況に合わせていくことが基本です。いずれの係数についても、2014 年度に公表いたします。

- **基準排出量の再計算においては検証機関の検証を不要とするよう求める意見**

基準排出量の再計算は排出係数を変更して計算するだけであるため、その際には、検証費用等の新たな負担が生じることがないように求めるご意見をいただきました。

→ ご指摘のとおり、基準排出量の再計算とは、第1計画期間に決定した基準排出量について、基準年度やその年度ごとのエネルギー使用量はそのままに排出係数のみを変更して計算するものです。したがって、ご意見のとおり、基準排出量の再計算において、新たな検証は不要です。なお、排出係数の変更に伴う再計算は、第2計画期間開始前の年度(2014年度)に行います。

- **基準排出量の再計算により不利になることがないように求める意見**

基準排出量を再計算することで、これまで実施してきた削減対策の効果が減少するなど、事業者にも不利になることがないように求めるご意見をいただきました。

→ 基準排出量の再計算とは、第1計画期間に決定した基準排出量について、基準年度やその年度ごとのエネルギー使用量はそのままに排出係数のみを変更して計算するものです。基準排出量及び第2計画期間の毎年度の排出量を、見直し後の排出係数で計算することになりますので、電気、熱及び燃料の使用比率が基準年度から変わることがなければ、不利になることはないと考えております。仮に、電気、熱及び燃料の使用比率が基準年度から大きく変化している場合には、第2計画期間の基準排出量を再計算する年度(2014年度)の前年度である2013年度の電気、熱及び燃料の使用比率に基づく倍率を乗じて計算できる仕組みを導入します。

- **バンキングされた超過削減量の取扱いについて見直し後の排出係数による再計算を求める意見**

バンキングされた超過削減量の取扱いについて、超過削減量の価値が減ることがないように、見直し後の排出係数を用いて再計算すべきであるというご意見をいただきました。

→ ご意見のとおり、バンキングされた超過削減量の価値が減ることのないようにすることは重要な視点だと考えておりますので、その方向で取扱いを検討いたします。

#### ④ **トップレベル事業所認定に関するもの**

- **トップレベル認定事業所の削減義務率緩和幅について拡大又は縮小を求める意見**

トップレベル事業所は既に多くの対策を実施しており削減余地がほとんどないことや、認定を受けた後も更なる継続的努力を促す必要があること、認定を受けるための設備導入コストと比べると得られるメリットが小さいことなどから、より大きく削減義務率を緩和するよう求めるご意見をいただきました。一方、トップレベル事業所の削減義務率の緩和幅は大きすぎるのではないかとご意見もいただきました。

→ トップレベル事業所の認定の仕組みは、認定された事業所に削減義務率の緩和という大きなインセンティブを与えることにより、現時点で実用段階にある最高水準の効率の設備導入やきめ細かい運用等を促進し、大規模事業所における地球温暖化対策を牽引する先進的なモデルを作り出すこともそのねらいのひとつです。このため、インセンティブとして、ある程度の緩和幅が必要です。また、認定された事業所の設備更新による削減余地は比較的少なくなりますが、必ずしも余地が全くないわけではありません。したがって、原案の緩和幅が適当な水準と考えておりますので、原案どおり規定します。

- **見直し後の認定基準の内容や公表時期についての意見**

見直し後の認定基準の内容についての具体的なご要望やご提案、認定基準の緩和や用途独自の評価項目の追加等を求めるご意見、既に認定を受けた事業所の更なる設備改修は難しいことなど対策の実施可能性を考慮して、認定基準を大きく強化することは避けるよう求めるご意見をいただきました。また、早期に公表して欲しいとのご要望をいただきました。

→ 新たな認定基準の内容については、今回いただいたご要望、またこれまでの制度運用の中でいただいたご意見等を踏まえて検討してまいります。また、第2計画期間においても削減義務率を1/2又は3/4に減少するというインセンティブを与えるためには、一定程度の認定基準の引き上げが必要だと考えています。認定基準の内容・水準については、実際に取組の進んだ事業所の実態調査を行い、決定していきます。認定基準は2013年度中に策定するとともに、決定次第速やかに公表いたします。

- **認定手続の簡素化を求める意見**

トップレベル事業所の認定を受ける際の手続が煩雑で申請者の負担が大きいため、手続の簡素化等を求めるご意見や第1計画期間に認定を受けた事業所が第2計画期間に申請する場合の手続の簡素化等を求めるご意見をいただきました。

→ トップレベル事業所の仕組みは、認定された事業所に削減義務率の緩和という大きなインセンティブを与えるものですので、客観的な根拠書類に基づき正確な審査を行う必要があります。しかしながら、ご意見を踏まえ、審査に大きな影響を与えない範囲で簡素化できる部分については見直しを検討いたします。

- **基準排出量変更時の手続の簡素化等を求める意見**

トップレベル事業所の認定を受けた事業所が基準排出量の変更申請をした場合の手続の簡素化等を求めるご意見をいただきました。

→ 用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程度が著しく、基準排出量の変更がある事業所については、変更後の事業所がトップレベル事業所の認定基準に引き続き適合しているかを確認する必要があるため、改めて検証及び都による審査を行う必要があります。しかしながら、ご意見を踏まえ、基準排出量の変更の内容により必要な手続を類型化し、一定の場合には検証を不要とします。(2013年度から実施)

## ⑤ **低炭素電力の選択の仕組みに関するもの**

- **低炭素電力の選択の仕組みについて賛成の意見**

需要側に低炭素な電力の選択を促す仕組みとして賛成というご意見をいただきました。

- **電気事業者の選択の余地が大きいことから反対の意見**

電力需要に比べ低炭素電力の供給事業者が少なく、選択する余地が少ない場合、「増加量」を加えられてしまうと不公平が生じてしまうので、この仕組みに反対又は何らかの配慮が欲しいというご意見をいただきました。

→ 低炭素電力の選択の仕組みは、電気の排出係数の悪化や火力発電の比重の高まりという社会的状況を踏まえ、需要側が「低炭素電力」を選択していく行動により供給側の排出係数改善行動を促すことを目的とするものです。「増加量」を排出量に加えることも、この一環としてCO<sub>2</sub>排出量が極めて多い電源が選択されないようにするものです。この「増加量」が加えられ

ることとなる「都が別途規定するCO<sub>2</sub>排出量が多いなどの要件に該当している電力」については、電気事業者としての排出係数だけではなく、CO<sub>2</sub>排出量が極めて多い電源からの調達量も含めて要件を規定するため、限定的なものになると考えています。したがって、制度対象事業所の多くが選択の余地なく該当してしまうといった状況は想定しておりません。

- 「低炭素な電力」「CO<sub>2</sub>排出量が多い電力」の定義についての意見

「低炭素な電力」「CO<sub>2</sub>排出量が多い電力」の定義についての具体的提案や、その定義を早期に公表して欲しいというご意見をいただきました。

→ 「低炭素な電力」「CO<sub>2</sub>排出量が多い電力」の定義については、今回いただいたご提案も踏まえて検討し、2013年度の早期に公表いたします。

- 利用上限を定めないよう求める意見

「低炭素な電力」の活用を推進するためには、利用上限を定めるべきでないというご意見をいただきました。

→ 都は気候変動対策として、低CO<sub>2</sub>型社会へ転換していくためには、第一に、省エネルギー対策の徹底と自然の光や風の利用によりエネルギー消費の削減を図ること(省エネルギー対策)、第二に、再生可能エネルギーなど低炭素なエネルギーを積極的に活用していくことを基本としています。

このため、本制度においても、自らの事業所での省エネ対策の実施による削減を促進することを基本的な目的のひとつとしています。利用上限を定めないと、「低炭素な電力」の選択のみによって削減義務履行上の大きなメリットが得られ、事業所における省エネ対策の実施が著しく後退するおそれもあります。こうした考えを踏まえ、「低炭素な電力」の活用を推進する一方で、本制度の基本的な目的を達成するために、原案どおり、一定の利用上限を設けます。

## ⑥ 低炭素熱の選択の仕組みに関するもの

- 低炭素熱の選択の仕組みについて賛成の意見

需要側に低炭素な熱の選択を促す仕組みとして賛成というご意見をいただきました。

- 熱供給事業者を選択するとはどのような意味かという質問

熱については、複数の熱供給事業者から選択できないにもかかわらず、「選択する」とはどのような意味かというご質問をいただきました。

→ 「熱供給事業者の選択」とは、地域冷暖房事業の供給区域内において、制度対象事業所が熱源を更新する際又は新築される際に、熱供給事業者から供給を受けるか、自ら有する熱源で生成した熱を利用するか、を「選択する」ことを想定しています。

地域熱供給事業者が未利用エネルギーの利用や高効率熱源へのリプレースなどの効率改善行動を進め、排出係数が改善されて低炭素熱の供給事業者になると、その事業者から供給を受けることを選択した需要側に削減量というメリットが与えられ、需要側から選択されやすくなります。このようにして、需要側から供給側の排出係数改善行動を促すことも、この仕組みのねらいのひとつです。

## ⑦ 高効率コジェネの取扱いに関するもの

### ● 排出量の補正措置の継続を求める意見

第1計画期間において実施している、高効率コジェネを導入した場合にCO<sub>2</sub>排出量を補正できる措置について、今後も高効率コジェネの導入インセンティブを維持するため、第2計画期間でも継続実施を求めるご意見をいただきました。

→ 第2計画期間においては、新たな電気のCO<sub>2</sub>排出係数を定めますが、近年の電源シェアの変化を受け、この値は、現在の値(0.382kg-CO<sub>2</sub>/kWh)よりも大きくなるものと考えております。その新たな値では、排出量の補正を実施しなくても、現在補正対象となる水準の高効率コジェネにあつては、第1計画期間と同様に省CO<sub>2</sub>と評価されると見込んでいます。したがって、原案どおり、第2計画期間においては排出量の補正は実施しないこととします。

### ● コジェネの排熱の評価に関する意見

コジェネの排熱の有効利用を図る観点から、コジェネの排熱を受け入れた事業所における当該排熱の利用によるCO<sub>2</sub>排出量はゼロとするよう求めるご意見をいただきました。

→ 原案では、高効率コジェネから受け入れている電気・熱が、都規定の排出係数と比較し低い場合には、「削減量」を排出量から減ずることを認めるとしており、コジェネ排熱の受け入れについて、一定の評価をしております。ご意見にある排熱の利用によるCO<sub>2</sub>排出量をゼロにすることは、コジェネによるCO<sub>2</sub>排出量を全て発電のためのものと評価することになりますが、都としては、排熱の有効利用を図る観点からも、従来どおり、コジェネによるCO<sub>2</sub>排出量は電気と熱に割り振るべきものと考えます。